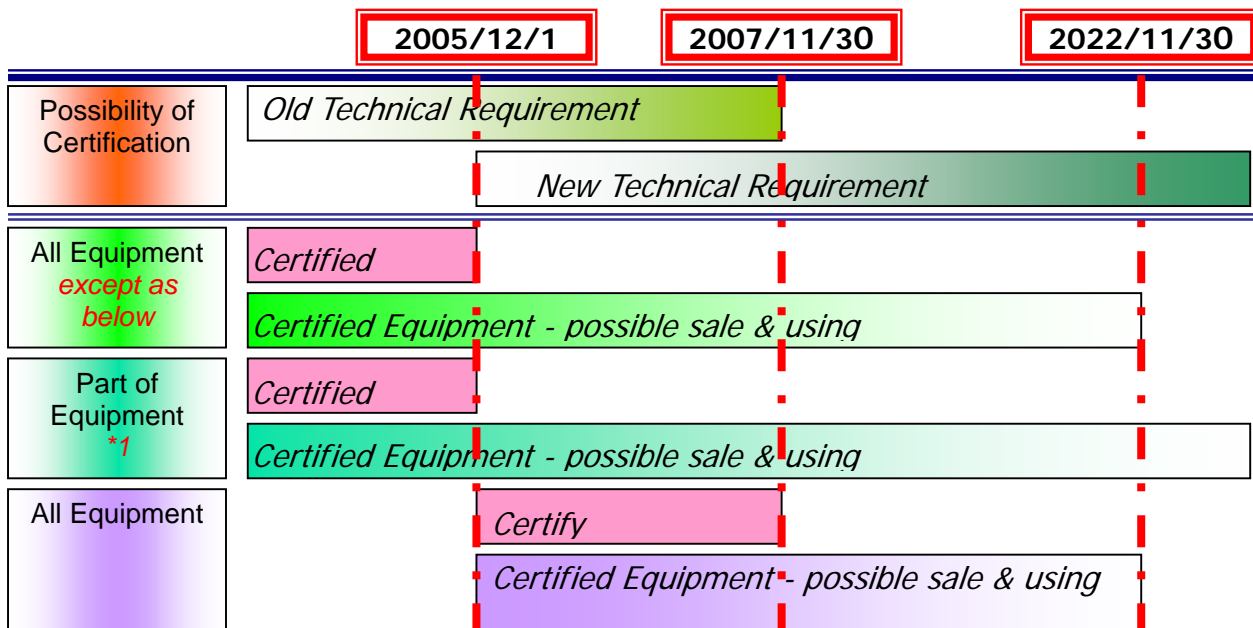


スプリアス許容値変更に伴う移行期間が 平成 19 年 11 月 30 日で終了します。

平成 17 年 12 月 1 日に施行(平成 17 年 8 月 9 日公布)された、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値(以下、「新スプリアス発射の限度値」といいます。)の適用に伴い、平成 17 年 11 月 30 日以前のスプリアス発射の強度の限度値(以下、「旧スプリアス発射の限度値」といいます。)で認証等を受けた無線設備に対する救済措置として、本年 11 月 30 日までの 2 年間、旧スプリアス発射の限度値が適用可能な移行期間が設けられました。この期間においては、新・旧のスプリアス発射の限度値のいずれかでの認証が可能となっています。

平成 19 年 12 月 1 日以降に、旧スプリアス発射の限度値で認証を受けた無線設備に対する軽微な変更(アンテナ追加等)の認証等を行う場合、新スプリアス発射の限度値に適合している事を示す特性試験データが必要となりますので、あらかじめご了承ください。



*1 List

Premises Radio – Identification of Moving Objects (RF-ID) 953 MHz and 2.4 GHz Band (FH method only)
Specified Low Power Radio – Identification of Moving Objects (RF-ID) 2.4 GHz Band (FHSS only)
VSAT Earth Station (Ku band)
2.4 GHz Band Wide-Band Low Power Data Communication Systems
2.4 GHz Band Low Power Data Communication Systems
5 GHz Band Low Power Data Communication Systems
Semi Millimeter Wave Low Power Data Communication Systems
5 GHz Band Wireless Access System
PHS Land Mobile Station (TE) & Base Station (Include Test & Relay Station)
INMARSAT Portable Mobile Earth Station (TE)
Airport Digital MCA and Aeronautical Satellite Communication System

FAQ

Q1: 旧スプリアス発射の限度値で既に認証を取得しているのですが、今回の改正で何か影響はありますか？

A1: 旧スプリアス発射の限度値で認証を取得している機器について、平成 19 年 12 月 1 日以降に変更申請認証等を行う場合、その変更申請内容が試験を必要としない軽微な変更(アンテナ追加等)であっても、特性試験による新スプリアス適合確認が必要になります。

費用については、弊社営業担当にお問合せください。

また、変更申請を行わない場合も、旧スプリアス発射の限度値で取得した認証番号を表示しての機器販売は、2022 年 11 月 30 日までとなっております。

Q2: 既に認証を取得した機器について、旧スプリアス発射の限度値での認証取得か、新スプリアス発射の限度値での認証取得かわからないのですが、どうすれば良いでしょうか？

A2: 弊社営業担当までお尋ねください。

その際、弊社認証機器については、「認証番号」をご連絡ください。

他認証機関認証機器については、「認証番号」と認証を取得する際に添付した「特性試験結果報告書(試験レポート)」をご提示ください。

Q3: 新スプリアス発射の限度値について、詳しく知りたいのですが、何を見れば良いでしょうか？

A3: 総務省のホームページが詳しいです。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/others/spurious/index.htm>

(総務省 HP: 無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について)

また、総務省 HP にも FAQ がございます。

<http://www.info.tele.soumu.go.jp/j/others/spurious/faq.htm>

(総務省 HP: スプリアス省令改正FAQ)